

5 補助金交付の要件(専門的指導)

補助金交付に当たり、市に事前相談の申込みを行った後、市が定める支援機関において、専門的指導を受ける必要があります。事前相談及び専門的指導を受けずに交付申請することはできません。

(1)市が定める支援機関

高松商工会議所、高松市中央商工会、高松市牟礼庵治商工会、香川県商工会連合会

(2)専門的指導の受講回数

専門的指導は、交付申請前1回、交付決定後かつ見本市等出展前1回、事業完了後かつ実績報告前1回の計3回受講する必要があります。

留意事項

- ・香川県商工会連合会は、交付申請前のみ受講可能です(2回目以降は他の支援機関で指導を受けることとなります。)
- ・専門的指導の会場は、各支援機関となります。
- ・専門的指導の受講については、事前相談の申込みを受付後、個別に案内します。
- ・専門的指導は、法人の場合は代表者又は主となって補助事業を遂行する者が、個人事業主の場合は本人が受講してください。